

資料 1

東京都ソーシャルスキルトレーニング支援在り方検討会設置要綱

4 福祉施設第 998 号

令和 4 年 6 月 17 日

第 1 目的

障害児（者）が、社会の中で暮らしていくための技術（スキル）を身に付けるための適切なソーシャルスキルトレーニング（以下「S S T」という。）を受け、社会活動をスムーズに進めることができるように、保健、医療、障害福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が S S T の在り方を検討する場として、東京都ソーシャルスキルトレーニング支援在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第 2 検討事項

検討会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) S S T 支援に係る課題への対応に関すること。
- (2) S S T の目的や支援の方法に関すること。
- (3) S S T 支援に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) その他、S S T 支援に必要な事項

第 3 委員の構成

検討会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療機関・団体
- (2) 障害福祉関係機関・団体
- (3) 行政機関
- (4) 学識経験者

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 委員長等

- 1 検討会に委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会の議事進行を担当する。
- 4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第 6 招集等

- 1 検討会は、委員長が招集する。

資料 1

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取できる。

第7 会議の公開

会議、会議録及び会議に関わる資料は、原則公開とする。

第8 事務局

検討会の円滑な運営を図るため、障害者施策推進部施設サービス支援課に事務局を置き、検討会の庶務は事務局において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。